

条 例

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十八号

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の額に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十条」を「第四条の五」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和五年九月一日から適用する。